

第5 審査会の判断

1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、 から まで平成9年12月24日付けで報告された報告書とされるものの写しであり、油分析の結果の内容等が記録されている。

本件公文書は、山口県宇部健康福祉センターの職員が職務上取得したもので、供覧の手続きを終了し、保有しているものであるため、原本を正写したものであるかどうかに関係なく、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第9条第3号の該当の有無について

(1) 条例第9条第3号について

条例第9条は、同条第3号に規定する「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示しないことができるとしている。

しかし、このような情報であっても、条例第9条第3号イからハに掲げる情報については、除外することとなっている。

(2) 本件公文書について

ア 本件公文書は、 が に油分析の依頼を行い、その結果を から まで報告した報告書とされるものの写しである。本件公文書は、特定の法人及び事業を営む個人の間で報告及び受理されたものであることから、専ら法人又は事業を営む個人の内部管理の情報が記録された文書であると判断される。

また、異議申立人は、本件公文書に関する民事訴訟を行っているということであるため、本件公文書を開示することにより訴訟の当事者である異議申立人に不利益を与えるおそれがある条例第9条第3号に規定する情報といえる。

イ 次に、条例第9条第3号イからハまでに掲げる情報の該当の有無について検討する。

本件公文書には が経営する石油スタンド周辺の油分析の結果の内容等が記録されており、地域の環境問題に係る内容の文書であるといえる。

しかし、本件公文書に記載されている内容は、定性的な分析結果が主体であり、地域環境に及ぼす影響を判断できるような定量的かつ具体的な情報は記載されておらず、条例第9条第3号イからハまでに掲げる情報に該当すると積極的に認めるに足りるものは含まれていないと判断される。

以上の理由により、第 1 に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

第 6 審査会の審議経過等

別紙 1 のとおり（省略）